

令和3年度包括外部監査の結果に関する措置等について

(令和5年8月22日現在)

1 令和3年度包括外部監査 特定の事件（監査テーマ）

「少子高齢化社会に対する取組み及び事業の執行、財務事務について」

2 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>第4 本市における高齢者福祉関係事業に対する監査</p> <p>【指摘10】</p> <p>老人介護手当支給申請書には、「半年間の介護期間のうち在宅でない期間（入院・ショートステイ等）が31日を超える場合は、支給対象となりません」との注意書きがあるが、在宅でない期間が31日を超える場合は支給対象とならないとの要件は、鹿児島市老人介護手当支給条例、同施行規則にも規定がない。本件については、規則の整備が必要と史料する。（P93）</p>	<p>健康福祉局 すこやか長 寿部 長寿支援課</p>	<p>令和5年3月28日付で、資格認定日以前6月の期間において、入院又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を提供する事業所での宿泊により在宅でない期間の日数が31日を超えない状態とする旨の規則改正を行った。</p> <p>（通知受理日：令和5年8月10日）</p>	<p>措置済</p>